



つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 28 日

つくばみらい市長

### つくばみらい市条例第 13 号

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号に次のただし書を加える。

ただし、65 歳以上 75 歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条第 2 号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにおいて、同号の規定による認定を受けたものに限る。

第 2 条第 5 号ア中「（65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号イ中「（65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号ウ中「3 級」の次に「又は 4 級」を加え、「（65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号エ及びカ中「（65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号キ中「に基づく」を「第 45 条第 2 項の規定により」に、「された」を「を受けた」に、「障害程度が 1 級の者（65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。）」を「障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項（以下「政令第 6 条第 3 項」という。）1 級に該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ク 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の 3 級又は 4 級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第 6 条第 3 項の 2 級に該当するもの

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が 50 以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第 6 条第 3 項の 2 級に該当するもの

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、施行日前の診療に係る医療福祉費支給につ

いては、なお従前の例による。



昭和三十八年三月八日

Handwritten signature and date: 昭和三十八年三月八日

昭和三十八年三月八日

昭和三十八年三月八日

昭和三十八年三月八日

Main body of the document containing several paragraphs of text, likely a report or official communication.

Additional text at the bottom of the page, possibly a signature or official statement.

昭和三十八年三月八日